

よくある質問

1 電力の供給等に関すること

質問 1-1	需用施設ごとに現行契約の概要(契約電力・電力供給者・契約種別)を教えてください。				
回答		需要施設	契約電力	電力供給者	契約種別
	ア	創成川水再生プラザ	3,400kW	北海道電力(株)	特別高圧電力・ 時間帯別
	イ	茨戸水再生プラザ	2,960kW	北海道電力(株)	
	ウ	豊平川水再生プラザ	3,600kW	北海道電力(株)	
	エ	東部水再生プラザ	2,930kW	北海道電力(株)	
	オ	新川水再生プラザ	3,450kW	北海道電力(株)	
	カ	西部スラッジセンター	2,940kW	(株)FPS	
	キ	伏古川水再生プラザ	1,250kW	丸紅新電力(株)	高圧電力・ 時間帯別
	ク	厚別水再生プラザ	2,250kW	丸紅新電力(株)	
	ケ	手稲水再生プラザ	3,150kW	丸紅新電力(株)	
	コ	手稲中継ポンプ場	1,400kW	北海道電力(株)	
	サ	拓北水再生プラザ	実量制	(株)FPS	高圧電力・ 時間帯別
	シ	厚別水再生プラザ汚水調整池	(500kW 未満)	北海道電力(株)	
質問 1-2	一般送配電事業者と同様の付帯契約(蓄熱割等)の適用ができませんが、よろしいでしょうか。				
回答	問題ありません。				
質問 1-3	「融雪用電力」の契約はありますか。				
回答	ありません。				
質問 1-4	「自家発補給電力」の契約はありますか。				
回答	ありません。				
質問 1-5	予備送電の種類(予備線・予備電源)と契約電力(kW)を教えてください。				
回答	仕様書に記載のとおり				
質問 1-6	契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載のと通りの運用でよろしいでしょうか。				
回答	お見込みのとおり				
質問 1-7	契約電力が 500kW 以上の施設において、仕様書に示されている契約電力が、現在の契約電力から増加又は減少している施設はありますか。				
回答	ありません。				
質問 1-8	契約電力が 500kW 以上の施設において、供給開始時又は供給期間中に契約電力の変更希望又は変更予定はありますか。				
回答	現在のところ、契約電力の変更予定はありません。				
質問 1-9	各施設において、契約期間中に建替え・増築や移転、トランス増量や受変電設備及び引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響を及ぼす工事等の予定はありますか。				
回答	現在のところ、電力の契約に影響のある工事等の予定はありません。				

質問 1-10	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設はありますか。 また、電力を供給停止する施設があった場合、別途書面にて申込みが必要となりますが、応じていただけますか。
回答	施設の閉鎖・移転の予定はありませんが、電力の供給を停止する施設があった場合は、必要に応じて書面等を提出します。
質問 1-11	契約電力が 500kW 未満の施設において、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり
質問 1-12	契約締結後に切替え手続きをしても供給開始時からの供給に間に合うということを該当地域の一般送配電事業者事前に確認をしていますか。
回答	過去に北海道電力株式会社に事前検討を依頼し、2か月程度の期間で間に合うとの回答を得ておりますが、確約事項ではありません。
質問 1-13	現行供給事業者以外が落札した場合、供給開始時からの供給に間に合うよう、切替え手続きに必要な資料等について、発注者から早めに提供を受けることは可能でしょうか。
回答	落札した事業者の個々の事情に応じて提供します。
質問 1-14	落札後の電力切替え手続きに必要な情報を確認するため、最新の請求書の写しを提供していただくことは可能でしょうか。 また、直近1年間の30分値データを電子データで提供していただくことは可能でしょうか。
回答	必要に応じて提供します。
質問 1-15	電力契約が 500kW 以上の施設については、契約開始前に仕様書に示された契約電力を超過した場合、仕様書に示された契約電力での申し込みが一般送配電事業者に却下される場合があります。この場合、超過した分を加えた契約電力での契約となりますが、了承いただけますか。
回答	当初契約は、仕様書に示した契約電力で契約を締結することとなります。ただし、契約電力の変更(増)が必要になった場合は、契約締結後に必要に応じて契約書(案)第7条に基づき協議します。
質問 1-16	仕様書 2(9)エに「電力供給事業者が変更となる場合、落札者は、契約締結後遅滞なく変更に必要な申込み等を行うこと。」との記載がありますが、現供給事業者が解約手続きを行い、供給を開始する事業者が新規(乗換)手続きを行うため、それぞれの手続きを貴市に申込みいただくこととなります。そのため、小売電気事業者間でのやり取りをすることはありませんが、よろしいでしょうか。
回答	電力供給事業者の変更にあって、現供給事業者と落札者間の相互の手続きは想定しておりません。
質問 1-17	契約電力が 500kW 以上の施設において、仕様書に示された契約電力を超えて使用した場合、契約電力の変更(増)が必要となるときは、発注者と受注者が協議のうえ契約電力を変更することになります。また、このような場合は契約電力を超えた場合は、超過料金が発生しますがよろしいでしょうか。
回答	必要に応じて対応します。

2 電気料金の請求・支払について

質問 2-1	現契約の計量日を教えてください。
回答	毎月1日の午前零時 00 分です。

質問 2-2	計量日時は毎月1日午前0:00として契約書等に記載することは可能でしょうか。
回答	受注者の希望に応じて、計量日時を記載することが可能です。
質問 2-3	自動検針装置は付いていますか。
回答	設置しています。
質問 2-4	検針結果について、請求書の内訳をもって検針票に代えることは可能でしょうか。
回答	請求書の内訳に指示数を含めた検針結果の記載があれば、検針票の提出は必要ありません。
質問 2-5	契約書(案)第9条の通知には、メーターの指示数の記載は必要でしょうか。 また、請求書に指示数の記載は必要でしょうか。
回答	契約書(案)第9条の通知に指示数の記載は必要ありません。 なお、請求書には指示数を記載しなくてもかまいませんが、計量値や料金等の内訳の記載は必要となります。
質問 2-6	毎月の受電月報の提供及び請求書に関して、委託者が WEB からのダウンロードする方法による対応は可能でしょうか。
回答	受電月報は WEB からのダウンロードによる対応が可能です。 請求書については原則として、請求書紙面に代表者印を押印して提出していただく必要がありますが、令和3年3月より請求書の取扱いが一部変更となり、一定の条件を満たした場合、請求印の押印を省略した請求書を電子メールに添付して提出することも可能となりましたので、下記のホームページを確認してください。 https://www.city.sapporo.jp/kaikei/shiharai/seikyusyonoyouken.html なお、下水道事業会計においては、WEB からのダウンロードによる提出も、一部対応可能としております。
質問 2-7	ダウンロード可能な請求書には電子印がされているため、請求担当者等は記載していませんが、よろしいでしょうか。
回答	請求担当者の記載は特に求めています。
質問 2-8	供給施設内に、民間の企業等が入居されている場合、企業ごとに請求書を発行する必要がありますか。 また、施設の電気料金の支払いが複数になることがありますか。(例:庁舎〇〇円、総務部〇〇円、自動販売機〇〇円等)
回答	施設内に入居している民間企業はありません。 また、1施設につき1部署からの支払いとなります。
質問 2-9	当社では、施設ごとに1枚の請求書又は各施設への請求を1枚にまとめた一括の請求書のみの対応となります。複数施設への請求を1枚にまとめたグループ請求書の発行には対応できませんが、了承いただけますか。
回答	1施設1部署からの支払いになりますので、施設ごとに1枚の請求書を発行してください。
質問 2-10	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額のそれぞれを算定する段階で銭未満を四捨五入し、それらの合計金額に円未満の端数がある場合は円未満を切捨てるといってよろしいでしょうか。
回答	電気料金は契約書(案)第11条第3項に基づき算定してください。(基本料金、電力量料金、燃料費調整額等をそれぞれ算定する段階では端数調整をせずに合算します。)

質問 2-11	入札価格の算定にあたって、燃料費調整は考慮しないこととなっていますが、燃料費調整がない事業者が落札した場合、電気料金の請求時にも燃料費調整を行わないという対応が可能でしょうか。
回答	電気料金は契約書(案)第11条第2項に基づき算定いたしますので、燃料費調整を行わないで電気料金を算定することはできません。 なお、入札の際は、当該調整額等を考慮して入札価格を設定してください。
質問 2-12	当社の請求時の基本料金の算定方法は、『(基本料金単価×契約電力)+力率割引・割増相当額』となりますが、よろしいでしょうか。
回答	契約書(案)第11条第2項のとおり電気料金を算定して請求してください。
質問 2-13	電気料金の支払いについて、請求書は翌月15日までの到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日まで)に振込むという対応は可能でしょうか。
回答	契約書(案)第11条第4項のとおり、電気料金は請求を受けた日から30日以内に支払います。ただし、請求書が検針票を兼ねている場合(質問 2-4 参照)は、請求書受領後に検査を行うこととなりますので、検査合格後(検査日から)30日以内の支払いとなります。
質問 2-14	当社の請求書は、原則、翌月10日より順次Webサイト上で開示し、請求書受領後30日以内の振込みとしています。年度末においても、同様の対応となりますが、よろしいでしょうか。また、分散検針の施設(検針日が1日以外)についても通常月と同様の対応となります。
回答	使用月の翌月(使用期間が月をまたぐ場合は期間最終日の翌月)に請求書が交付される場合は、年度末を含めてお示しの対応で問題ありません。
質問 2-15	当社では電気料金の支払いは振込み又は口座振替となり、振込みの場合、振込手数料はお客様負担をお願いしておりますが、ご了承いただけますでしょうか。
回答	電気料金の支払いは、受注者からの請求書により、指定の口座に振込みます。払込票を使用した支払方法や口座からの自動引落しには対応していません。

3 契約手続き・契約変更等について

質問 3-1	契約締結時、契約約款等契約内容の一部変更の協議は可能でしょうか。契約書の変更が不可能な場合、協定書を別途締結することは可能でしょうか。
回答	契約書(案)の条文の変更及び協定書による契約書の内容変更はできません。(計量日時等の明記を除く。質問2-2参照)ただし、契約書や仕様書等に定められていない事項等については、必要に応じて協議します。
質問 3-2	契約書(案)(権利義務の譲渡等)第5条の条文のただし書きを次の『』のように変更又は追加することは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』
回答	契約書(案)の条文を変更することはできません。
質問 3-3	契約書締結後、契約書に記載がない事項について、当社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。
回答	契約書に記載がない事項については、必要に応じて協議します。
質問 3-4	市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。また、契約単価見直しについて協議に応じていただけますか。
回答	市場価格や経済状況等に大きな価格変動があった場合の契約変更については、実際に社会生活に大きな影響を与えるような変化が生じた場合に検討することとなります。

質問 3-5	当社では請求金額の算定にあたり、「みなし一般電気事業者」の燃料調整費の算出式及びその算出式を用いた燃料費調整単価を適用しておりますが、ご了承いただけますか。また、当該事項について契約書への条文追加・変更は可能でしょうか。
回答	燃料費調整単価の算定については、契約書別紙「単価一覧」注3に『当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する』と記載しています。なお、当該事項が記載された契約書別紙「単価一覧」を契約書に添付して契約しますので、条文追加・変更等は想定していません。
質問 3-6	みなし小売一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。
回答	燃料費調整単価の算定方法については、契約書別紙「単価一覧」注3に記載のとおり、みなし小売一般電気事業者の用いる方法を準用します。ただし、みなし小売一般電気事業者の用いる算定方法が変更される場合は、契約書(案)第12条に基づき、受発注者が協議のうえ、変更することができることとしています。
質問 3-7	燃料費調整につきまして、契約書別紙「単価一覧」注3に『当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用する』と記載がありますが、貴市との契約においては電力量料金単価が固定されるため、供給開始時点における算定諸元(基準燃料価格等の算出係数や算定式)を、供給期間中継続して用いて、計算することとしてよろしいでしょうか。
回答	契約書(案)として示している本市共通の契約約款は、みなし小売電気事業者が供給開始時の算定諸元を変更することを想定していませんので、算定諸元が変更となった場合は、契約書(案)第12条に基づき受発注者で協議することとなります。(よくある質問 3-6 参照)。また、供給開始時点における算定諸元を継続して用いることも協議の範囲内と考えています。
質問 3-8	供給期間中に、みなし小売電気事業者において、基準燃料価格等算定諸元の見直しが行われた場合、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。
回答	質問 3-7 の回答を参照
質問 3-9	「札幌市競争入札参加者心得」の『13契約書の提出』には、「(1)落札者は、本市が交付する契約書に記名、押印し、本市が指定する期限までに提出しなければなりません。」と示されていますが、具体的な期日を教えてください。また、提出期限についての協議は可能でしょうか。
回答	契約書の提出期限は、契約の相手方の本社の所在地等、個々の事情を勘案し、落札者に提出可能な期日を確認したうえで、個別に設定いたします。
質問 3-10	契約保証金の免除について、札幌市契約規則第25条第3号に「過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行し…」と規定されていますが、過去2年間とは、履行実績とする契約の供給完了日が2年以内という認識でよろしいでしょうか。また、電力契約の場合、何をもちいて同規模と判断するのでしょうか。
回答	契約保証金については原則、納付していただきます。札幌市契約規則第25条第3号による契約保証金の免除については、落札時点を基準として過去2年間に履行が完了(電力供給契約においては、供給完了日がこの期間に該当している契約が対象)している実績が2件以上あり、また、諸事情を勘案し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められた場合にのみ免除いたします。なお、同規模の基準については、「契約種別」、「契約電力」、「予定使用電力量」及び「契約金額」等で判断いたします。
質問 3-11	契約保証金の免除について、過去2年間に契約を履行した証明として、「契約履行証明書」の提出は必須でしょうか。
回答	落札決定後、必要に応じて提出を求めることがあります。

質問 3-12	契約保証金の免除に際して、契約書等の提出物が必要な場合は、秘密保持の観点から、一部（単価部分、単価が算出できる契約電力、使用電力量、契約金額のいずれかなど）を黒塗りしてもよろしいでしょうか。 また、提出物は、どの時点でどのような形式で提出するのでしょうか。
回答	契約保証金の免除に該当するか否かを確認するために落札者に提出を求める挙証書類については、一部であっても黒塗りは認めておりません。 なお、挙証書類が必要な場合は、落札決定後、直ちに提出を求めることとなりますが、その提出方法について特段の定めはありませんので、落札者の事情に応じて個別に対応いたします。（電子メールでの提出も可としています。）
質問 3-13	電気の契約を締結した場合、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満での使用となる場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を解除される場合（又は契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することとなりますが、よろしいでしょうか。
回答	履行期間内において、想定のない事情により発注者から契約書（案）第16条に該当する契約解除をした場合は、受注者は損害賠償を請求することができることとしています。

4 入札書・内訳書の記載方法・提出方法について

質問 4-1	内訳書の記載について、その他の割引がない場合、当該欄は空欄か斜線でよろしいでしょうか。
回答	空欄、斜線のどちらでも問題ありません。
質問 4-2	基本料金小計に銭未満が発生した際の端数処理を教えてください。
回答	銭未満（円単位で小数点3位以下）は切り捨てます。
質問 4-3	入札価格は力率100%で（力率割引を考慮する）算定してよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり。 力率割引は入札書別紙（契約単価積算内訳書）注3を参照してください。
質問 4-4	内訳書・予定使用電力量の表をエクセルデータで提供してもらうことは可能でしょうか。 また、エクセルデータを提供がない場合、任意様式の内訳書にて入札することも可能でしょうか。
回答	調達案件ごとの内訳書・予定使用電力量のエクセルデータは、下水道河川局のホームページにてダウンロードが可能です。（調達件名一覧表内「入札書別紙（契約単価積算内訳書）」）
質問 4-5	入札書に記載する日は作成日でしょうか。それとも、開札日でしょうか。
回答	入札書の日付は、入札書を作成した日（入札書の提出期限の日又はその前）を記載してください。
質問 4-6	提出書類や入札書類の押印について、印鑑の指定はありますか。
回答	札幌市競争入札参加者心得第2項第2号のとおり、札幌市競争入札参加資格者名簿の登録手続きの際に届け出した使用印鑑を押印してください。
質問 4-7	契約単価内訳書の（商号又は名称）には押印（社判・代表者印）が必要でしょうか。
回答	押印は不要です。
質問 4-8	入札書と契約単価積算内訳書は、一つの封筒に同封して提出するのでしょうか。
回答	お見込みのとおり。 必ず、案件ごとに一つの封筒に入札書と契約単価積算内訳書を同封してください。 なお、入札書と契約単価積算内訳書の割印等は不要です。

質問 4-9	「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類は、1件の入札につき1部ずつ必要でしょうか。 複数件の入札に対して、1部ずつのみの提出でもよろしいでしょうか。
回答	提出書類は、1件の入札につき1部必要です。必ず、案件ごとに提出してください。
質問 4-10	「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類は、入札書等に同封せずに、別に提出するということによろしいでしょうか。
回答	提出書類は受領後、開札までに職員が内容を精査しますので、入札書と契約単価積算内訳書を入れた封筒には同封しないでください。 なお、郵送用の外封筒には一緒に入れてかまいません。また、別便での送付も可能です。
質問 4-11	入札書等を封入した封筒は、複数件分をまとめて郵送用の封筒に入れて送付してもよろしいでしょうか。
回答	郵送用の外封筒には複数件分をまとめて入れてかまいません。 ただし、入札書と契約単価積算内訳書は、必ず案件ごとに同じ中封筒に入れて封印し、その封皮に案件名等を記載してください。(中封筒に入れていない入札書は無効となります。) また、外封筒には、「電力供給誓約書(別紙3)」、「接続供給契約に関する証明書(写)」等の提出書類も件数分、一緒に入れてかまいません。
質問 4-12	告示している全ての入札案件に参加せず、一部のみに参加する場合、参加しない案件について辞退届の提出は必要ですか。
回答	本入札においては、事前に、入札参加意思や入札参加資格の確認に係る申請等の提出を求めていますので、参加を見送った案件に係る辞退届の提出は必要ありません。 案件ごとの参加意思は、それぞれの入札書等の提出をもって表示していただきます。
質問 4-13	開札結果の公表方法と公開する範囲を教えてください。
回答	開札結果(入札等執行調書)は、下水道河川局庁舎3階カウンターで閲覧に供するとともに、下水道河川局のホームページに掲載します。 公開する入札等執行調書には、案件ごとに、開札日時及び場所、入札の区分、参加者名、入札金額、落札者を表示します。
質問 4-14	開札結果について、開札日又はその翌日に、開札結果を電話・メール等で連絡いただくことは可能でしょうか。
回答	開札の結果は、落札者のみに FAX 又は電話にて連絡します。 入札参加者全員に個別の通知はしていませんので、必要に応じて電話でお問合せください。

5 その他

質問 5-1	再生可能エネルギーの供給について、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力」の供給という認識でよろしいでしょうか。 また、非化石証書に係る「トラッキングの有無」についてお示しください。なお、非化石証書については「FIT と非 FIT の指定は無い(どちらでも可)」という認識でよろしいでしょうか。
回答	本件は、供給電力の種類を指定していません。(再生可能エネルギーである証明等は不要)
質問 5-2	再生可能エネルギーの供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」は年度ごとに更新となるため、発行までに時間を要しますが、承諾いただけますか。
回答	本件は、供給電力の種類を指定していません。(再生可能エネルギーである証明等は不要)